

第2 出 願

1 入学願書等の請求及び請求期間

志願者は、入学願書等を実施校に請求する。

入学願書等は、2月1日（金）より請求でき、請求受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。
ただし、火曜日、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、次のとおりとする。

転入生及び編入生の一次受付期間は、2月21日（木）、2月22日（金）、2月25日（月）

転入生及び編入生の二次受付期間は、3月18日（月）、3月19日（火）、3月20日（水）

新入生の一次受付期間は、2月27日（水）、2月28日（木）、3月1日（金）

新入生の二次受付期間は、3月20日（水）、3月22日（金）

なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、受付最終日の午後4時30分までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続

志願者は、次の書類等を、実施校の校長に提出する。

(1) 普通科

ア 入学願書（様式第28号）

イ 出身中学校又は最終出身学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は修了証明書若しくは修了見込証明書

ウ 志願者の写真3枚（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽、出願前6か月以内に撮影、カラー・白黒いずれも可、裏に氏名を明記）

エ 住民票の写し

※ ただし、特科生については、上記イは不要とし、志願者の写真の提出枚数は2枚とする。

(2) 衛生看護科

准看護学科合格後、「(1) 普通科」と同じ書類等を提出する。

第3 選抜の方法

実施校の校長は、書類審査、作文及び面接を実施して入学を許可する。ただし、特科生については書類審査のみとする。

第4 その他

- 1 新入生については、徳島県公立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程との併願を認める。
- 2 詳細については、実施校へ問い合わせること。
- 3 転入、編入の出願手続については、必ず事前に実施校へ問い合わせること。

別記・別表

調査書及び教科評定分布表の作成

調査書及び教科評定分布表の作成に当たっては、各中学校において、調査書作成委員会を組織し、次に示す調査書、教科評定分布表作成上の注意に従って厳正に作成しなければならない。ただし、平成24年度以前に中学校を卒業した者（平成10年4月1日以前に出生した者）については、調査書を作成する必要はない。

調査書作成上の注意

- 1 保護者の欄は、指導要録に基づいて記入する。
- 2 出欠の記録の欄の在学者の第3学年分については、平成30年12月31日現在とする。なお、欠席日数の著しく多い者については、備考の欄にその理由を記入する。
- 3 「行動の記録」
 - (1) 行動の状況の欄には、指導要録の記入方法に準じて第3学年のものを記入する。
 - (2) 所見の欄には、趣味、特技等を必要に応じて記入する。
- 4 「観点別学習状況」
 - (1) 評価の欄には、指導要録の評価方法によって第3学年のものを記入する。
 - (2) 記入に当たっては、「A」、「C」の評価についてそれぞれA、Cと記入し、「B」の評価については空欄とし、評価の記載ができない場合は、斜線を引く。なお、選択教科の欄については、志願者が選択している場合、選択した全ての教科名及び観点を記入すること。
- 5 「各教科の学習の記録」
 - (1) 各学年の評定は、指導要録の評価方法に準じて行い、5段階評価の評定を記入する。
 - (2) 過年度卒業者については、全て指導要録に基づいて記入し、各学年の評定を5段階評定で記入する。
 - (3) 評定の記載ができない教科の評定欄には斜線を引く。
 - (4) ※印の欄は、記入しない。
 - (5) 評定の記載がされていない者（調査書の作成を必要としない者を除く。）が高等学校を志願する場合は、中学校長は副申書（様式第13号）を提出しなければならない。
- 6 「総合的な学習の時間の記録」
 - (1) 第3学年の活動を中心に指導要録の記入方法に準じて記入する。
 - (2) 学習活動の欄には、主要な学習活動を記入する。
 - (3) 観点の欄には、主要な観点を1又は2記入する。
 - (4) 評価の欄には、(3)で記入した観点についての評価を記入する。
- 7 「特別活動の記録」
 - (1) 観点の欄には、主要な観点を1又は2記入する。
 - (2) 各内容・学年の欄には、(1)で記入した観点等について、十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。
- 8 「特記事項の欄」

芸術・文化、体育・スポーツ、ボランティア、人権などの諸活動において顕著な実績があれば、必要に応じて記入する。

教科評定分布表作成上の注意

- 1 分布表は、平成30年12月31日現在で在籍している第3学年全員の評定について作成し、提出するものとする。ただし、県外からの志願者及び過年度卒業者については、分布表の提出は不要である。
- 2 高等学校及び委員会へ提出する分布表は、全て同一でなければならない。
- 3 分布表の用紙は、様式第6号によって各中学校において作成したものをを用い、その大きさはA4判とする。

相 関 表 の 作 成

一般選抜において、各高等学校長は調査書の「各教科の学習の記録」の評定から算出した調査書の評定値合計と学力検査の得点合計の相関表を用いて合格者の選考（第2次選考）に当たるものとする。

なお、相関表の作成に当たっては、次に示す調査書の評定値合計の算出方法及び相関表作成上の注意に従って厳正に作成しなければならない。

調査書の評定値合計の算出方法（高等学校）

調査書の評定値合計は、次により算出する。

- 1 音楽，美術，保健体育及び技術・家庭の4教科については，第1学年から第3学年までの評定値合計を2倍する。
- 2 国語，社会，数学，理科及び外国語については，第1学年から第3学年までの評定値合計とする。
- 3 調査書の評定値合計は，上記1及び2を合計して195点満点とする。

相 関 表 作 成 上 の 注 意（高等学校）

- 1 学科ごとに，学力検査の受検者（調査書の評定の記載がされていない者，調査書の作成を必要としない者及び定時制課程特例措置適用申請書提出者を除く。）を，調査書の評定値合計及び学力検査の得点合計それぞれにより10段階に区分する。この場合，各段階の人数は，次の表に示す配分率によるものとし，各段階の表示は，評定値合計又は得点合計の高いものから順に，10，9，8，7，6，5，4，3，2，1とする。

10段階法による人数配分表

| | | | | | | | | | | |
|---------|----|---|---|----|----|----|----|---|---|---|
| 段 階 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 配 分 率 % | 2 | 5 | 9 | 15 | 19 | 19 | 15 | 9 | 5 | 2 |

基準人数の算定に当たっては，原則として，段階ごとに小数第1位を四捨五入し，その結果の総数と，受検者数との間に差を生じる場合は，5，6の段階で調整するものとする。

- 2 調査書の評定値合計の段階を横軸に，学力検査の得点合計の段階を縦軸にとって，様式第24号により相関表を作成する。

所属学区を変更する者の手続

県内の中学校在学者又は卒業者のうち、特別な理由により学区内志願者扱いを希望する者は、次により手続を行わなければならない。

- 1 手続期間・提出先
入学願書等の受付期間に、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。
- 2 提出書類
次の書類を中学校長を経由して提出すること。
 - (1) 所属学区変更許可願（様式第7号）
 - (2) 書類提出時における住民票（父及び母<又は後見人>と志願者が記載(続柄も記載)されたもの）の写し
 - (3) 特別な理由を証明する書類（一家転住を証明する書類、住居に関する証明書、区域外就学承認書の写し等）
- 3 高等学校長による措置
高等学校長は、「所属学区変更許可願」について公正で適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、この志願者を学区内志願者として扱うものとする。
審査の結果、不当と認められる志願者について、高等学校長は中学校長を通じ学区内外の変更手続をとらせる。なお、特色選抜では2月1日（金）までに、一般選抜では3月4日（月）までにこの措置をとるものとする。また、学区内外の変更手続をとらせた場合には、委員会へ速やかに報告する。
- 4 所属学区変更許可願を必要とする場合

| 内 容 | 提 出 書 類 |
|--|--|
| (1) 県内における転居の場合（転勤や新築等のために4月からは学区内に転居することが確実となる場合） ア 保護者の転勤等による転居の場合 イ 保護者が自宅を新築又は購入して転居する場合 | ア 保護者の転勤等による場合 (ア) 所属学区変更許可願 (イ) 書類提出時における住民票（父及び母<又は後見人>と志願者が記載(続柄も記載)されたもの）の写し (ウ) 保護者の住所の移転を証明する書類 a 社宅に転居・・・社宅入居（予定）証明書 b 借家に転居・・・家屋賃貸契約書の写し c 実家に転居・・・家屋登記簿の写し（登記者と保護者が異なる場合は、その間柄を証明する書類も必要とする。） (エ) 転勤辞令の写し又は転勤内示証明書等（転勤以外の理由で転居する場合は必要としない。） イ 自宅を新築又は購入した場合 (ア) 所属学区変更許可願 (イ) 書類提出時における住民票（父及び母<又は後見人>と志願者が記載(続柄も記載)されたもの）の写し (ウ) 保護者の住所の移転を証明する書類 建築確認済証の写し又は家屋登記簿の写し等 |
| (2) 保護者の住所は学区外にあり、志願者の住所は学区内にある場合 | (ア) 所属学区変更許可願 (イ) 書類提出時における住民票（父及び母<又は後見人>と志願者及び志願者が学区内で同居する祖父母等が記載(続柄も記載)されたもの）の写し |
| (3) 保護者の住所は学区内にあるが、学区外の中学校へ通学している場合 | (ア) 所属学区変更許可願 (イ) 書類提出時における住民票（父及び母<又は後見人>と志願者が記載(続柄も記載)されたもの）の写し (ウ) 区域外就学承認書の写し |

【備考】
判断が困難な場合は、次の担当へ問い合わせてください。
徳島県教育委員会 教育創生課 新未来教育担当 (TEL 088-621-3120)

- 5 その他
県外からの志願者は、所属学区変更許可願を必要としない。

県外から志願する者の手続

一家転住等の特別な事情（下記 1）があつて、県外から公立高等学校の全日制の課程を志願する者は、中学校長を経由して、県外志願特例措置願（様式第 8-1号参照）を、県立高等学校を志願する場合は徳島県教育委員会へ、徳島市立高等学校を志願する場合は徳島市教育委員会へ提出し、出願に係る教育長の承認を受けなければならない。

1 出願に係る教育長の承認を受けることができる特別な事情

- (1) 保護者と徳島県内に転住を予定している場合
- (2) 四国他県からの志願者で、徳島県外の自宅から通学を予定している場合
- (3) 志願者のみが徳島県内に転住を予定している場合（ただし、徳島県内に居住する保証人〔保証人は、独立の生計を営む成年者で、保護者に代わって生徒を指導できる者とする。〕が必要。）
- (4) 上記(1)～(3)以外で特別な事情があると教育長が認めた場合

2 上記 1 (3) の場合に、出願の承認を受けることができる学校名及び合格者数は次表のとおりとする。ただし、合格者数は募集定員の内数とし、特色選抜、一般選抜及び第 2 次募集それぞれの合格者数を合わせたものとする。

なお、普通科を志願する場合、通学区域についての制限は適用しない。

| 学 校 名 | 合 格 者 数 (定員内) |
|---|---------------|
| 鳴門渦潮高等学校 (体育科), 名西高等学校 (芸術科) | 募集定員の 20% 以内 |
| 那賀高等学校, 海部高等学校, 池田高等学校 | 人数制限なし |
| 吉野川高等学校, 穴吹高等学校, つるぎ高等学校, 城西高等学校神山校, 小松島西高等学校勝浦校, 池田高等学校三好校 | 5 人以内 |
| 城東高等学校, 徳島市立高等学校, 徳島商業高等学校, 小松島高等学校, 富岡東高等学校, 鳴門渦潮高等学校 (総合学科), 脇町高等学校, 池田高等学校辻校 | 2 人以内 |

＜上記 1 (3) の場合に出願を承認する目的＞

本県の魅力である「豊かな環境・地域の特性」と「特色ある高校教育」に関心を持ち、高い意欲と能力を有する生徒を全国から受け入れ、「専門教育の充実」、「競技力の向上」、「文化芸術の振興」など、学校の活性化のみならず、地方創生の実現を目指す。

3 手続方法

(1) 手続期間（事前に、中学校から徳島県教育委員会又は徳島市教育委員会に問い合わせること。）

ア 特色選抜 平成30年12月4日（火）～平成31年1月9日（水）

イ 一般選抜 平成31年1月15日（火）～平成31年2月6日（水）

ウ 第2次募集 平成31年2月19日（火）～平成31年3月6日（水）

受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

郵送により提出する場合は、書留速達で、受付最終日の午後5時までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

(2) 提出書類

ア 県外志願特例措置願

イ 返信用封筒（定形封筒〔長形 3号 23.5cm×12cm〕に宛先（中学校長宛）を記入し、392円分の切手〔簡易書留とする。料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手〕を貼ること。）

ウ 県立高等学校の場合、その他の添付書類については、次の(3)ウのとおりである。（徳島市立高等学校の場合は、徳島市教育委員会へ問い合わせること。）

(3) 県外志願特例措置願の記入上の注意等

ア 「入学希望学校及び学科」欄の「第1希望」, 「第2希望」欄について

志願者は, 2以上の高等学校に願書を提出することはできないが, 志望の変更等に備えて, 「第2希望」欄に「第1希望」欄と異なる学校・学科を記入することは差し支えない。ただし, 志願者のみの転住で出願の承認を受ける場合は, 上記2の表にある高等学校とする。

イ 「理由」欄には, 徳島県の高等学校を志願する理由を具体的に記入すること。

ウ 県外志願特例措置願の添付書類

(ア) 上記1の特別な事情共通で, 書類提出時における住民票(父及び母<又は後見人>と志願者が記載(続柄も記載)されたもの)の写し

(イ) 上記1(1)の場合は, (ア)に加えて, 保護者の住所の移転を証明する書類又は誓約書等

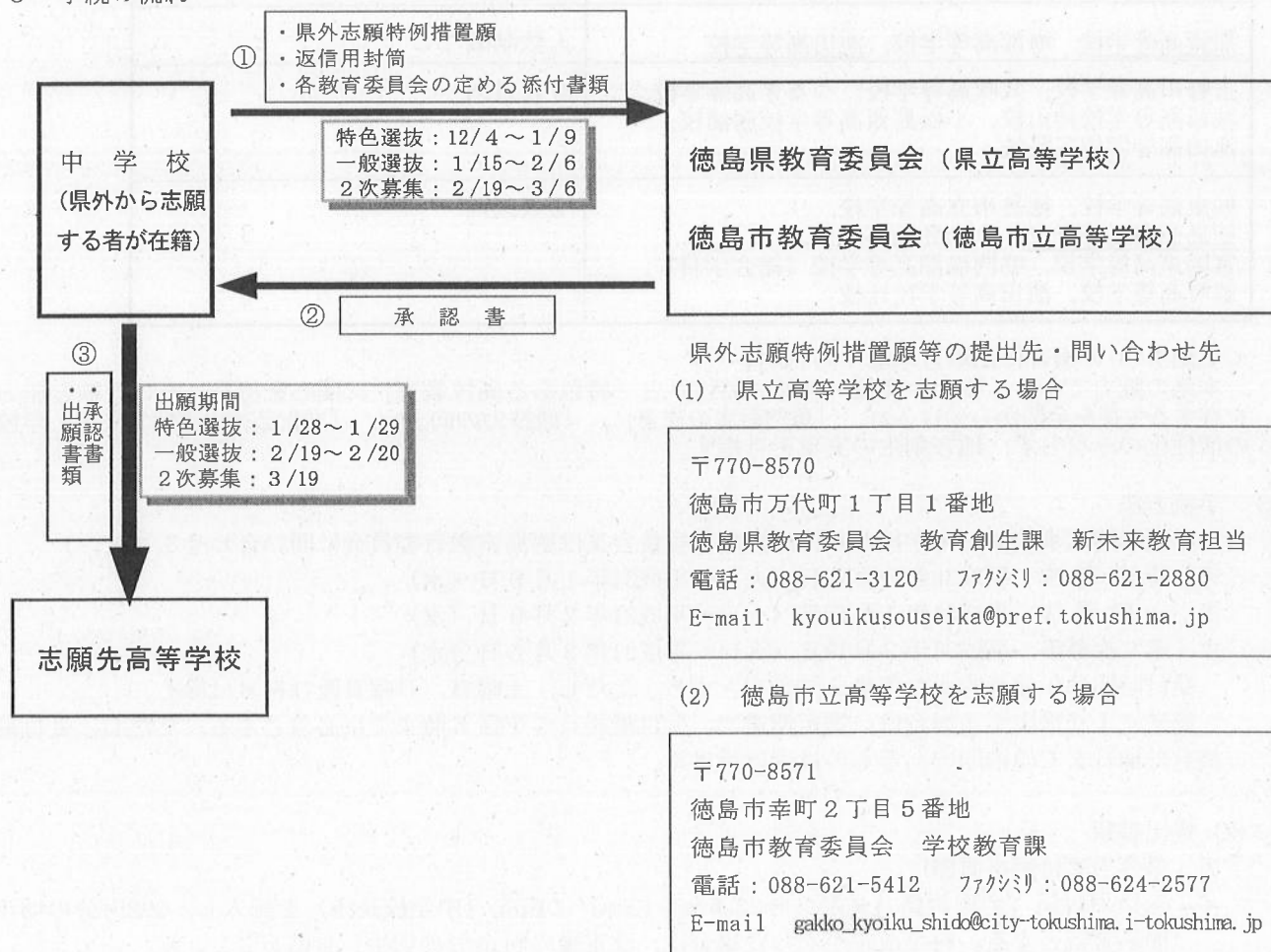
(ウ) 上記1(3)の場合は, (ア)に加えて, 保証人引受承諾書兼誓約書及び保証人の住民票の写し

(エ) 上記1(4)の場合は, 上記1(1)~(3)の場合の添付書類の例に準じて, 客観的に事情を証明する書類

4 出願に係る教育長の承認後の各高等学校への出願について

承認された県外志願者は, 徳島県教育委員会又は徳島市教育委員会からの承認書(様式第8-2号参照)を他の出願書類に添付して, 中学校長を経由して, 志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし, 一般選抜及び第2次募集については, 特色選抜又は一般選抜で当該教育委員会から既に承認を受けている志願者は, 県外志願特例措置願を改めて当該教育委員会へ提出し, 承認書を得る必要はない。その場合, 特色選抜又は一般選抜受検校より, 承認書の写しの交付を受け, 承認書の写しを他の出願書類に添付して志願先高等学校長に提出するものとする。

5 手続の流れ



一般選抜実技検査実施校及び検査内容

1 実技検査実施校

| 学 校 名 | 大学科名 | 小 学 科 名 |
|----------|------|-------------------------|
| 鳴門渦潮高等学校 | 体育科 | スポーツ科学科 |
| 名西高等学校 | 芸術科 | 芸術科（音楽），芸術科（美術），芸術科（書道） |

※各学科とも、特色選抜の結果、合格者数が募集定員を満たしていない場合に実施する。

2 鳴門渦潮高等学校体育科一般選抜実技検査内容等

- (1) 検査日時 平成31年3月6日（水）時刻については別に定める。
- (2) 検査場 鳴門渦潮高等学校
- (3) 内 容 志願者が希望する種目（専攻実技種目）別に、特色選抜における「実技等の具体的な内容」から検査を行う（「平成31年度生徒募集案内」を参照のこと。）。
- (4) 持参物
 - ア 受検票を持参すること。
 - イ 体操服等については、「平成31年度生徒募集案内」を参照のこと。
- (5) 注意事項
 - ア 体育科を第2志望としている者も、この実技検査を受けなければならない。
 - イ 実技検査当日、急病、交通事故、天災地変その他やむを得ない理由で欠席し、追検査を受けようとする者は、3月6日（水）中に追検査願を鳴門渦潮高等学校長に提出し、3月7日（木）に行われる追検査を受検することができる。
 - ウ 実技検査当日の日程等の詳細については、鳴門渦潮高等学校長より中学校長を通じて志願者に通知する。
- (6) その他

第2次募集において、鳴門渦潮高等学校体育科を志願する者は、3月26日（火）に実施する実技検査を受けなければならない。なお、内容については、一般選抜実技検査に準ずる。

3 名西高等学校芸術科一般選抜実技検査内容等

- (1) 検査日時 平成31年3月6日（水）時刻については別に定める。
- (2) 検査場 名西高等学校
- (3) 内 容 志願者が希望する活動（音楽・美術・書道）別に、特色選抜における「実技等の具体的な内容」から検査を行う（「平成31年度生徒募集案内」を参照のこと。）。
なお、音楽は聴音と視唱を課さない。書道は「行書と平仮名」を課さない。
- (4) 持参物
 - ア 受検票を持参すること。
 - イ 筆記用具等については、「平成31年度生徒募集案内」を参照のこと。
- (5) 注意事項
 - ア 芸術科を第2志望としている者も、この実技検査を受けなければならない。
 - イ 実技検査当日、急病、交通事故、天災地変その他やむを得ない理由で欠席し、追検査を受けようとする者は、3月6日（水）中に追検査願を名西高等学校長に提出し、3月7日（木）に行われる追検査を受検することができる。
 - ウ 実技検査当日の日程等の詳細については、名西高等学校長より中学校長を通じて志願者に通知する。
- (6) その他

第2次募集において、名西高等学校芸術科を志願する者は、3月26日（火）に実施する実技検査を受けなければならない。なお、内容については、一般選抜実技検査に準ずる。

入学者選抜に係る個人情報の開示

受検者は選抜の結果について、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）第26条第1項及び徳島市個人情報保護条例（平成17年徳島市条例第1号）第25条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

1 開示の内容

- (1) 特色選抜における受検者本人の「調査書の評定値合計」、「学力検査の教科別得点」、「活動記録の得点」、「作文の得点」、「面接の得点」及び「実技等の得点」
- (2) 連携型選抜における受検者本人の「学力検査の教科別得点」
- (3) 一般選抜における受検者本人の「調査書の評定値合計」及び「学力検査の教科別得点」

2 受付期間・受付時間

- (1) 「調査書の評定値合計」以外については、次の期間とする。

ア 特色選抜及び連携型選抜

2月12日（火）から3月11日（月）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日、3月5日（火）及び3月6日（水）を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

イ 一般選抜

3月14日（木）から4月15日（月）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

- (2) 「調査書の評定値合計」については、3月28日（木）から4月30日（火）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

3 受付場所等

開示の請求は、受検者が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、受検した高等学校で行うものとする。

別表1

公立高等学校一覽

様式の学校番号はこの表の番号を記入する。

| 学校番号 | 高等学校 | 課程 | 大学科 | 小学科・類 |
|------|-------------|-----|-------------------|--|
| 1 | 城東高等学校 | 全日制 | 普通科 | 普通科 |
| 2 | 城南高等学校 | 全日制 | 普通科 理数科 | 普通科 応用数理科 |
| 3 | 城北高等学校 | 全日制 | 普通科 理数科 | 普通科 理数科学科 |
| 4 | 城ノ内高等学校 | 全日制 | 普通科 | 普通科 |
| 5 | 徳島北高等学校 | 全日制 | 普通科 外国語科 | 普通科 国際英語科 |
| 6 | 徳島市立高等学校 | 全日制 | 普通科 理数科 | 普通科 理数科 |
| 7 | 城西高等学校 | 全日制 | 農業科 総合学科 | 生産技術科，植物活用科，食品科学科， アグリビジネス科 総合学科 |
| 8 | 城西高等学校神山校 | 全日制 | 農業科 | 地域創生類 |
| 9 | 徳島科学技術高等学校 | 全日制 | 工業科 水産科 | 総合科学類，機械技術類，電気技術類， 建設技術類 海洋科学類，海洋技術類 |
| 10 | 徳島商業高等学校 | 全日制 | 商業科 | 情報処理科，会計情報科，商業科 |
| 11 | 小松島高等学校 | 全日制 | 普通科 | 普通科 |
| 12 | 小松島西高等学校 | 全日制 | 商業科 家庭科 福祉科 | 商業科 食物科，生活文化科 福祉科 |
| 13 | 小松島西高等学校勝浦校 | 全日制 | 農業科 | 応用生産科，園芸福祉科 |
| 14 | 富岡東高等学校 | 全日制 | 普通科 商業科 | 普通科 商業科 |
| 15 | 富岡東高等学校羽ノ浦校 | 全日制 | 看護科 | 看護科 |
| 16 | 富岡西高等学校 | 全日制 | 普通科 理数科 | 普通科 理数科 |
| 17 | 阿南光高等学校 | 全日制 | 工業科 総合学科 | 機械ロボットシステム科，電気情報システム科， 都市環境システム科 産業創造科 |

| 学校番号 | 高等学校 | 課程 | 大学科 | 小学科・類 |
|------|------------|-----|------|----------------------------------|
| 18 | 那賀高等学校 | 全日制 | 普通科 | 普通科 |
| | | | 農業科 | 森林クリエイト科 |
| 19 | 海部高等学校 | 全日制 | 普通科 | 普通科 |
| | | | 商業科 | 情報ビジネス科 |
| | | | 理数科 | 数理科学科 |
| 20 | 鳴門高等学校 | 全日制 | 普通科 | 普通科 |
| 21 | 鳴門渦潮高等学校 | 全日制 | 体育科 | スポーツ科学科 |
| | | | 総合学科 | 総合学科 |
| 22 | 板野高等学校 | 全日制 | 普通科 | 普通科 |
| 23 | 名西高等学校 | 全日制 | 普通科 | 普通科 |
| | | | 芸術科 | 芸術科(音楽), 芸術科(美術), 芸術科(書道) |
| 24 | 吉野川高等学校 | 全日制 | 農業科 | 農業科学科, 生物活用科 |
| | | | 商業科 | 会計ビジネス科, 情報ビジネス科, 食ビジネス科 |
| 25 | 川島高等学校 | 全日制 | 普通科 | 普通科 |
| 26 | 阿波高等学校 | 全日制 | 普通科 | 普通科 |
| 27 | 阿波西高等学校 | 全日制 | 普通科 | 普通科 |
| 28 | 穴吹高等学校 | 全日制 | 普通科 | 普通科 |
| 29 | 脇町高等学校 | 全日制 | 普通科 | 普通科 |
| 30 | つるぎ高等学校 | 全日制 | 工業科 | 電気科, 機械科, 建設科 |
| | | | 商業科 | 商業科, 地域ビジネス科 |
| 31 | 池田高等学校 | 全日制 | 普通科 | 普通科 |
| | | | 理数科 | 探究科 |
| 32 | 池田高等学校辻校 | 全日制 | 総合学科 | 総合学科 |
| 33 | 池田高等学校三好校 | 全日制 | 農業科 | 食農科学科, 環境資源科 |
| 34 | 徳島科学技術高等学校 | 定時制 | 工業科 | 機械類, 工業技術類 |
| 35 | 徳島中央高等学校 | 定時制 | 普通科 | 普通科(昼間部午前), 普通科(昼間部午後), 普通科(夜間部) |
| 36 | 富岡東高等学校 | 定時制 | 普通科 | 普通科 |
| 37 | 鳴門高等学校 | 定時制 | 普通科 | 普通科 |
| 38 | 名西高等学校 | 定時制 | 普通科 | 普通科 |
| 39 | 池田高等学校 | 定時制 | 普通科 | 普通科 |

スポーツ拠点校推進事業並びにNEO徳島トップスポーツ校強化事業の 指定校及び指定競技

1 スポーツ拠点校推進事業

鳴門渦潮高等学校体育科（スポーツ科学科）において、徳島県の公立高等学校運動部の中核に位置付け、本県の競技力向上を推進する競技は次のとおりです。特色選抜で募集します。

〔専攻実技種目〕

陸上競技（男子・女子）、野球（男子）、バスケットボール（男子）、サッカー（女子）、柔道（男子・女子）、ウエイトリフティング（男子・女子）、ラグビー（女子）、剣道（男子）
[男子6部、女子5部]

2 NEO徳島トップスポーツ校強化事業

(1) 平成31年度の指定校及び指定競技は、次のとおり決定しています。

なお、平成31年度の各指定校のカテゴリー（強化指定校、育成指定校）については、平成30年度末に開催する評価委員会において、各部の活動状況等を評価して決定します。

(2) 各指定校は、指定競技について、特色選抜で募集します。

| 指 定 校 | 男子指定競技 | 女子指定競技 |
|-----------------------|----------------------------------|----------------|
| 城 東 高 等 学 校 | バレーボール | バドミントン |
| 城 南 高 等 学 校 | 卓球, テニス | バレーボール |
| 城 北 高 等 学 校 | | ハンドボール |
| 徳 島 市 立 高 等 学 校 | サッカー, ハンドボール, ボート | ボート |
| 城 西 高 等 学 校 | ライフル射撃 | ライフル射撃 |
| 徳 島 科 学 技 術 高 等 学 校 | ソフトボール, ウエイトリフティング, アーチェリー | アーチェリー |
| 徳 島 商 業 高 等 学 校 | バドミントン | 卓球, テニス |
| 小 松 島 高 等 学 校 | 新体操 | |
| 小 松 島 西 高 等 学 校 | 空手道 | 空手道 |
| 小 松 島 西 高 等 学 校 勝 浦 校 | ライフル射撃 | ライフル射撃 |
| 富 岡 東 高 等 学 校 | | バスケットボール, 剣道 |
| 富 岡 西 高 等 学 校 | | 新体操 |
| 阿 南 光 高 等 学 校 | ホッケー | |
| 那 賀 高 等 学 校 | カヌー | カヌー |
| 海 部 高 等 学 校 | バスケットボール | |
| 鳴 門 高 等 学 校 | 陸上競技 | 陸上競技 |
| 板 野 高 等 学 校 | | 柔道, ウエイトリフティング |
| 名 西 高 等 学 校 | 相撲 | |
| 阿 波 高 等 学 校 | 柔道 | |
| 穴 吹 高 等 学 校 | レスリング | |
| 脇 町 高 等 学 校 | | ソフトテニス |
| つ る ぎ 高 等 学 校 | 陸上競技, ソフトテニス, ラグビーフットボール | |
| 池 田 高 等 学 校 | レスリング | レスリング |
| 池 田 高 等 学 校 辻 校 | | ソフトボール |

特色選抜、一般選抜及び第2次募集の選抜資料

各高等学校の選抜資料等に○印を付けています。

1 特色選抜

- (1) 選抜資料は、調査書、学力検査、活動記録、作文、面接及び実技等です。
- (2) 作文、面接及び実技等の実施の有無は、各高等学校長が定めます。
- (3) 実技等において「実技等調査票」を提出する場合は「調査票」の欄に○印を付けています。ただし、「実技等調査票」は選抜資料ではありません。

2 一般選抜

- (1) 選抜資料は、調査書、学力検査、面接、実技検査及び活動記録（体育科及び芸術科）です。
- (2) 面接方法（個人面接又は集団面接）及び実技検査の実施の有無は、各高等学校長が定めます。

3 第2次募集

- (1) 選抜資料は、調査書、作文、面接、学校指定教科の検査、実技検査及び活動記録（体育科及び芸術科）です。
- (2) 学校指定教科の検査及び実技検査の実施の有無並びに実施内容は、各高等学校長が定めます。

【全日制の課程】

| 学校名 | 特色選抜 | | | | | | | 一般選抜 | | | | | 第2次募集 | | | | | | |
|--------|------|------|------|----|------|------|-----|------|-----|------|------|------|-------|-----|----|----|-----------|------|------|
| | 調査書 | 学力検査 | 活動記録 | 作文 | 個人面接 | 集団面接 | 実技等 | | 調査書 | 学力検査 | 個人面接 | 集団面接 | 実技検査 | 調査書 | 作文 | 面接 | 学校指定教科の検査 | | 実技検査 |
| | | | | | | | 実施 | 調査票 | | | | | | | | | 口頭試問 | 筆記検査 | |
| 城 東 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | 数英 | | |
| 城 南 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 城 北 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | 数英 | | |
| 城ノ内 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | 数英 | | | |
| 徳島北 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | 数英 | | |
| 徳島市立 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | 数英 | | |
| 城 西 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 城西神山 | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 徳島科学技術 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 徳島商業 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 小松島 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | 数英 | | | |
| 小松島西 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 小松島西勝浦 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 富岡東 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | 数英 | | |
| 富岡東羽ノ浦 | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 富岡西 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | 数英 | | | |
| 阿南光 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | 国数 | | |
| 那 賀 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | 数英 | | | |
| 海 部 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | 数英 | | |

| 学校名 | 特色選抜 | | | | | | | 一般選抜 | | | | | 第2次募集 | | | | | | |
|------|------|------|------|----|------|------|-----|------|-----|------|------|------|-------|-----|----|----|-----------|------|------|
| | 調査書 | 学力検査 | 活動記録 | 作文 | 個人面接 | 集団面接 | 実技等 | | 調査書 | 学力検査 | 個人面接 | 集団面接 | 実技検査 | 調査書 | 作文 | 面接 | 学校指定教科の検査 | | 実技検査 |
| | | | | | | | 実施 | 調査票 | | | | | | | | | 口頭試問 | 筆記検査 | |
| 鳴門 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| 鳴門渦潮 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | 注1 | | ○ | ○ | ○ | | 注1 | ○ | ○ | ○ | | | 注1 |
| 板野 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | 数英 | |
| 名西 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | 注2 | ○ | ○ | ○ | | 注3 | ○ | ○ | ○ | | | 注3 |
| 吉野川 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| 川島 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| 阿波 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| 阿波西 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | 国数英 | |
| 穴吹 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 数英 | | |
| 脇町 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 数英 | | |
| つるぎ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | 国数 | |
| 池田 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 数英 | | |
| 池田辻 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 数英 | | |
| 池田三好 | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | 国数英 | |

注1 鳴門渦潮高等学校の特色選抜での実技等並びに一般選抜及び第2次募集での実技検査は、体育科において実施します。体育科を志望（一般選抜及び第2次募集における第2志望を含む。）する者は、受検しなければいけません。また、活動記録の提出も必要です。

注2 名西高等学校の特色選抜での実技等調査票は、芸術科を志望する者のみ提出が必要です。

注3 名西高等学校の一般選抜及び第2次募集での実技検査は、芸術科において実施します。芸術科を志望（一般選抜及び第2次募集における第2志望を含む。）する者は、受検しなければいけません。また、活動記録及び実技等調査票の提出も必要です。

【定時制の課程】

| 学校名 | 特色選抜 | | | | | | | 一般選抜 | | | | | 第2次募集 | | | | | | |
|--------|------|------|------|----|------|------|-----|------|-----|------|------|------|-------|-----|----|----|-----------|------|------|
| | 調査書 | 学力検査 | 活動記録 | 作文 | 個人面接 | 集団面接 | 実技等 | | 調査書 | 学力検査 | 個人面接 | 集団面接 | 実技検査 | 調査書 | 作文 | 面接 | 学校指定教科の検査 | | 実技検査 |
| | | | | | | | 実施 | 調査票 | | | | | | | | | 口頭試問 | 筆記検査 | |
| 徳島科学技術 | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| 徳島中央 | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| 富岡東 | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| 鳴門 | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| 名西 | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| 池田 | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | |

